



平成 28 年 4 月 28 日

各 位

会 社 名 ヤマハ株式会社
代表者名 代表取締役社長 中田 卓也
(コード番号 7951 東証第 1 部)
問合せ先 執行役員 武永 伸一
経営企画部長
(TEL 0 5 3-4 6 0-2 8 5 2)

当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続に関するお知らせ

当社は、平成 25 年 6 月 26 日開催の第 189 期定時株主総会において、「当社株式の大量買付行為に関する対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）の更新の件」を株主の皆様にご承認いただき、いわゆる買収防衛策を継続しております。

本プランの有効期間は、平成 28 年 6 月開催の第 192 期定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社は本日開催の取締役会において、有効期間満了をもって本プランを継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、平成 25 年 4 月から開始した中期経営計画「Yamaha Management Plan 2016」において、様々な施策に積極的に取り組んだ結果、当初掲げた経営数値目標をすべて達成いたしました。その結果、株式時価総額が 3 年間で大きく伸長するなど、企業価値を向上させることができました。

また、本年 4 月からの 3 ヶ年を対象として新たな中期経営計画「NEXT STAGE 12」を策定し、経営ビジョン「なくてはならない、個性輝く企業になる」を目指す姿として掲げ、「楽器事業のさらなる収益力向上」「音響機器事業の成長」「第 3 の柱となる部品・装置事業の基盤確立」に取り組みます。この中期経営計画を着実に推進することが、更なる企業価値・株主共同利益の向上につながるものと考えます。

さらに、金融商品取引法による大量取得行為に関する規制の整備が浸透し、株主の皆様が適切に判断するために必要な情報や時間を確保するという本プランの目的が一定程度担保されてきております。このような状況のもと、本プランを継続する必要性が相対的に低下してきているものと判断し、本日開催の取締役会において、有効期間が満了する第 192 期定時株主総会終結の時をもって本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、本プランの有効期間満了後も、当社株式の大量買付行為を行なおうとする者に対しては、大量買付行為の是非を株主の皆様が適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、あわせて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆様の検討のための時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令の許容する範囲内において、適切な措置を講じてまいります。

以 上